

令和元年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第243回定例会

7月25日開会

7月25日閉会

第243回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和元年7月25日(木曜日)

出席議員(18名)

1番	志村新一郎君	2番	山谷清君
3番	柄目孝治君	4番	星守夫君
5番	佐藤長成君	6番	松崎良一君
7番	菅原研治君	8番	村上満君
9番	佐藤貴久君	10番	丸山勝利君
11番	渡辺元道君	12番	吉野敏明君
13番	高橋たい子君	14番	平間奈緒美君
15番	眞壁範幸君	16番	神崎安弘君
17番	菊池修一君	18番	佐藤吉市君

説明のため出席した者

理事長	滝口茂君	理事長職務代理者	大友喜助君
理事	山田裕一君	理事	村上英人君
理事	小関幸一君	理事	齋清志君
理事	佐藤英雄君	理事	小山修作君
理事	保科郷雄君	助役	岩間利裕君
教育長	船迫邦則君	監査委員	佐藤長壽郎君
会計管理者	水戸卓司君	総務課長	阿部和之君
企画財政課長	向山恒雄君	滞納整理課長	佐藤誠記君
介護保険課長	関場幸江君	業務課長	阿部直樹君
消防長	咲間定実君	次長	村上雅浩君
管理課長	半澤正勝君	警防課長	佐久間幸男君
指令課長	梅津祐二君	教育次長	加藤雅章君

事務局職員出席者

事務局長	大内豊君	書記	佐藤真由美君
------	------	----	--------

## 議事日程

令和元年7月25日(木) 午後3時開議

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 諸報告
  - 第5 一般質問
  - 第6 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
  - 第7 第5号議案 監査委員の選任について
  - 第8 第6号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例
  - 第9 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
  - 第10 第8号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 午後4時26分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

第5号議案 監査委員の選任について

第6号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

第7号議案 仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第8号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

午後3時 開会

○議長(柄目孝治君) 皆さん、こんにちは。暑い中大変御苦労様です。

これより、第243回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めております。

なお、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により、議会に出席しておりますので、御承知願います。

本日の会議に、13番高橋たい子議員より遅参の旨、連絡がございます。

よって、ただ今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議はあらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長(柄目孝治君) 日程第1、議席の指定を行います。

この度、村田町議会の議長選挙に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、11番、渡辺元道君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方を御紹介いたします。

5月22日付で村田町議会議長となられました、渡辺元道君でございます。

○11番(渡部元道君) 渡辺です。よろしく申し上げます。(拍手)

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(柄目孝治君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番村上満君、15番眞壁範幸君の両君を指名いたします。

---

#### 日程第3 会期の決定

○議長(柄目孝治君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(柄目孝治君) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第4 諸報告

○議長(柄目孝治君) 日程第4、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) それでは、行政報告をさせていただきたいと思えます。

本日ここに、第243回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。ただ今議席の指定を受けられました村田町の渡辺元道議員には、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

行政報告といたしまして、消防職員の不祥事について、御報告申し上げます。

はじめに、職員の逮捕についてであります。

本年7月17日午後1時29分、大河原消防署村田出張所に勤務する消防士長●●●●●が、昨年7月7日未明、仙台市内のホテルにおいて女性に薬物を飲ませ抵抗できない状態にし、性的暴行を加えた準強制性交等の容疑で逮捕されました。

本人は容疑を否認しており、真相の究明は今後の捜査を待つこととなりますが、法を守るべき公務員としてのみならず、人として許すことのできない誠に卑劣な行為であり、圏域住民の信頼を裏切ることとなる誠に遺憾な事態であります。

再びこのようなことが起こらないよう、消防部局のみならず、全職員を挙げて最善の努力をいたすとともに、全力を挙げて失われた信頼回復に取り組んでまいらなければならないと考えております。

このことから、早速、助役及び消防長に対し、再発の防止と信頼回復に向けた取組を指示するとともに、職員に対し、理事会を代表し訓示を行うことといたしております。

職員の処分については、今後の捜査の進展を見ながら、適切な時期に厳正に対処してまいります。

今回の事件について、理事会として、議員の皆様そして圏域住民の皆様には深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

次に、職員によるパワーハラスメント行為について、御報告申し上げます。

本件は、本年3月13日に大河原町内で開催された親睦会の席上において、消防部局の男性幹部職員が同僚の職員に対し、人格を否定した差別的発言を行ったものであります。

親睦会開催の翌々日、この行為を受けた職員からの訴えにより本事案が発覚したもので、その後、消防本部において詳細な事実確認を行い、パワーハラスメント行為である

と認められたことから、助役を会長とする組合職員分限懲戒審査会の答申を受け、5月9日付で行為者である幹部職員を訓告処分とし、あわせて、管理監督者であります消防長及び次長を指導監督不行き届きにより文書による嚴重注意処分としたものであります。

今回の事案は、組合及び消防本部においてハラスメント撲滅に向け、取り組んでいる最中に行ったものであり、極めて遺憾に思う次第であります。

次に、職員の懲戒処分についてであります。

本年5月15日、亘理町逢隈鷺屋地内の町道において、白石消防署に勤務する男性消防職員が私用車を運転中に時速30キロメートルの速度超過を起こし、道路交通法違反で検挙されたものであります。

この職員に対する処分であります。同じく組合職員分限懲戒審査会の答申を受け、7月10日付で戒告処分とし、あわせて、上司であります白石消防署長に対しては、指導監督不行き届きにより文書による注意処分としたものであります。

今回の違反行為は、高度の行為規範に従うことが要求される消防職員であるにもかかわらず、自立心の欠如、認識の甘さに起因したものであることから、直ちに消防長に対し、法令遵守の確保について強く申し付けたところであります。

これら一連の不祥事に対し、改めまして議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、理事会を代表して深くおわびを申し上げますとともに、今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう指導を徹底し、綱紀粛正、服務規律の確保及び安全運転管理体制の確保に努めてまいります。

大変申し訳ありませんでした。

次に、消防車両の過積載についてであります。

先般、県内の消防本部において、車検証で定められている最大積載量を超えた状態で消防車両を出動させていたことが報道されました。

この報道を受け、当消防本部内の消防車両を確認したところ、9台の車両が過積載の状態にあることが判明したものであります。

この過積載となった原因であります。はしごやホース等の資機材は、隊員が持ち込む手荷物と同様の扱いとなるという誤った解釈から生まれたものであります。

この過積載の状態を解消するため、一時的な措置として、速やかに活動に支障の無い資機材を取り外すとともに積載する水の量を減らす対策を取っておりましたが、6月18日までに9台の車両全てにおいて車検証の車両重量などの記載事項を変更いたしまして、過積載の状態を解消したところであります。

これまでの消防活動において過積載による事故やトラブルは発生しておりませんが、議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、御心配をおかけしましたことに対し、おわび申し上げますとともに、今後、二度とこのようなことが起こらないよう積載している資機材について日々の再確認を実施し、消防車両の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質で汚染された1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理関係についてであります。

はじめに、本年3月16日に仙南クリーンセンターにおいて開催しました農林業系廃棄物焼却に係る住民説明会について、御報告申し上げます。

この住民説明会は、環境省、宮城県及び仙南2市7町の首長等が出席し開催しており、圏域外の住民2名を含む80名の住民に御参加いただいております。

この説明では、昨年行いました試験焼却の結果と今後の農林業系廃棄物の焼却計画について、当組合から説明をいたしたところであります。

説明後の質疑応答におきまして、8名の方々から1日当たり1トンから10トンまでの廃棄物の焼却について、モニタリングポスト測定値、内部被ばくや廃棄物の一時保管等に関する質問や意見を頂いております。

これらの質問に対しましては、組合及び環境省において丁寧に回答し、一定の御理解を頂いたものと考えております。

次に、農林業系廃棄物の焼却についてであります。

白石市及び角田市並びに組合における運搬や焼却等に係る準備が整いましたことから、5月15日から農林業系廃棄物の焼却を開始いたしております。本焼却は、組合が策定しました焼却計画に基づき実施しており、現在、白石市及び角田市が保管する1キログラム当たり800ベクレル以下の堆肥を焼却しております。

廃棄物の焼却量といたしましては、開始当初は1日当たり1トンの廃棄物を焼却しておりましたが、空間線量率等の測定結果の確認、検証を行いながら段階的に焼却量を増やし、6月からは1日当たり10トンの廃棄物の焼却を行っているところであります。

これまでのところ、焼却に伴う煙突排ガス、スラグ及び固化灰等の放射性セシウム濃度並びに敷地境界等における空間線量率の測定結果は、いずれも試験焼却の結果と比較しましても変化はなく、環境管理基準値以下の値となっており、安全に農林業系廃棄物の焼却を実施しているところであります。

なお、これらの測定結果につきましては、組合ホームページ及び仙南クリーンセンターに設置しております環境モニターにおきまして、随時公表しているところであります。

今後とも、農林業系廃棄物の焼却につきましては、国及び県の指導を頂きながら、搬入する市町と連携し、圏域住民の安全・安心に十分配慮した環境管理体制の下で実施してまいりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

はじめに、3月28日に執り行いました柴田斎苑の落成式には、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず議員各位の御臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、柴田斎苑におきましては、4月1日に供用を開始し、運営

業者による施設の管理運営の下、順調に運営されているところであります。また、一部残っておりました旧施設の解体や駐車場の整備等も終了し、来月からは新柴田斎苑として全面的に供用開始する運びとなりますこと、改めまして議員各位に感謝申し上げます。

また、白石斎苑におきましては、建物のコンクリート打設工事と火葬炉設備の設置を終了し、現在、建物の外装と内装の仕上工事を施工しており、来月からは火葬炉設備等の試運転調整を行う予定としており、7月末時点の工事の進捗率は約90パーセントの出来高であり、順調に進捗しているところであります。

なお、白石斎苑におきましては、9月26日に落成式を執り行う予定としておりますので、議員各位の御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、し尿処理施設に係る長寿命化総合計画についてであります。

角田及び柴田衛生センターし尿処理施設は、供用開始から30年以上が経過しており、腐食性ガスによる損傷を受けやすい水槽のコンクリートの耐用年数を超過しております。

このことから、昨年度に行いました施設の精密機能検査結果を踏まえ本計画を策定し、両施設の延命化工事、定期整備を実施するものであります。

この延命化工事等を実施することによりまして、今後10年間、両施設の機能維持と安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

なお、3年後に再び精密機能検査を行うこととし、延命化年数の再検証を行うこととしております。

次に、大河原消防署の普通消防ポンプ自動車の更新配備についてであります。

消防車両につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであります。

このたび更新しました普通消防ポンプ自動車は、600リットルの水槽と圧縮空気泡消火装置を取り付け、従前の車両より消火能力の向上を図ったものであり、本年3月6日から運用を開始したところであります。

次に、災害時における消防用水等の確保に関する協定の締結についてであります。

本年2月の議会定例会におきまして行政報告しておりました本協定につきまして、5月16日に宮城県南生コンクリート協同組合理事長様をはじめ、構成市町及び当組合の関係者が出席の下、調印式を執り行い協定を締結いたしましたので、御報告申し上げます。

宮城県南生コンクリート協同組合様のこれまでの御協力に感謝申し上げますとともに、仙南圏域の更なる地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、当組合における教育及び文化の振興に関する施策の大綱につきまして、本年5月に策定いたしましたので、御報告申し上げます。

本大綱は、視聴覚教育、圏域文化振興及び仙南芸術文化センターに関する三つの施策から構成されており、その期間を令和4年度までとしております。

今後は、この大綱に定める方針に基づき、理事会及び教育委員会が事務を執り行って

まいります。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第27期生の入団状況についてであります。将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しているAZ9ジュニア・アクターズ事業であります。本年度も第27期生として、圏域内の小学4年生から6年生までの児童を対象に募集したところ、去る6月9日に入団ミーティングを行い、20名が入団することになりました。

第25・26期生と合わせ46名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向け、レッスンや合宿、ワークショップなどの活動を開始したところであります。

なお、9月までの基礎レッスン期間中は団員の追加募集を行っておりますので、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、御報告いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長(柄目孝治君) 日程第5、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、2名であります。通告順に発言を許します。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30分以内とするのを例としております。

残り5分前に1回、終了時に2回ベルを鳴らしますので、御承知願います。

それでは、12番吉野敏明君、登壇願います。

○12番(吉野敏明君) 12番。

○議長(柄目孝治君) 12番。

○12番(吉野敏明君) 議席番号12番、吉野敏明です。議長のお許しを得ましたので、一般質問いたします。

私が広域の議会議員となり2期8年となりました。本日が最後の定例会となります。最後の一般質問をさせて頂きたいと思っております。

えずこホールは、宮城県が地域活性化の一層の推進と県土の均衡ある発展を図るため、各広域圏の要望に応じ、中核施設を建設し広域圏が管理する事業により整備された施設であり、オープン以来圏域の芸術と文化の発信拠点施設として大きな成果をあげてきました。これまでの経過については、圏域2市7町で広域圏活性化プロジェクト選定要望書を宮城県に提出、選定を受け建設されたもので、平成8年10月に仙南芸術文化センターえずこホールがオープンし、施設は県から10年間無償貸与された後、平成18年4月からは仙南地域広域行政事務組合に移管され、管理・運営されています。

現在、建設から23年が経過しているが、劇場施設は、一般的に50年前後の運用が見込まれ、運用期間の折り返しに近づきつつあり、残り20数年の運用期間に耐えうる機能維持に必要な修繕・補修が見込まれる時期となっております。

えずこホールの管理・運営については、当時要望書の取りまとめに当たり、圏域2市7町で様々な議論が行われた結果として、3町でその費用を負担することになった経緯があることは理解しますが、仙南圏域の芸術と文化の発信拠点としての施設でもあり、これから生じるであろう大規模な修理・修繕については圏域として対応する必要があるものと考え以下の質問をさせていただきます。

1 基幹設備の音響・照明・舞台装置等の経年劣化が進んでいるので年次計画をもって適切な対応をする必要があると考えるが、現状の設備の状況はどのような状況となっているのか。

2 えずこホールの管理・運営費用が3町の負担となったことについては、選定に当たり様々な経緯・背景があったことは十分考慮しなければならないものの、圏域の芸術と文化の拠点施設という位置づけも踏まえ、大規模修繕の費用について、ある程度の費用負担を圏域の市町でも考慮すべきと考えるがどうか。

3 圏域の芸術と文化の発信拠点として、これからも継続して事業をするとともに、圏域住民に受け入れられるよう更なる創意工夫をして事業展開をする必要があると考えるがどうか。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長(柄目孝治君) それでは、答弁を求めます。船迫教育長。

○教育長(船迫邦則君) はい。

吉野議員の御質問にお答えします。

はじめに、1点目の現状の設備の状況はどのような状況となっているのかとの御質問につきまして、お答えいたします。

えずこホールにおきましては、施設の適切な維持管理を行うため、御質問にありました音響・照明・舞台装置等の基幹設備も含め、設備・機器の保守点検を専門業者に委託し、計画的に修繕を行ってまいりました。

一般的に劇場施設の設備・機器は10年前後でオーバーホールを行い、20年前後で更新・交換することが望ましいとされております。

当ホールにおきましては経費節減のため、10年目のオーバーホールについては可能な範囲で時期を遅らせ、14年目となる平成22年度から24年度にかけて、安全管理上不可欠な吊物ワイヤーロープ交換など最小限の修繕を大河原町、村田町及び柴田町の3町の御理解のもと実施いたしました。

その後も、機器に不具合が発生した場合には、使用頻度の低い機器から部品を流用するなど、様々な延命化措置を講じ、耐用年数を超えて運営しているところであります。

しかしながら開館から20年以上を経過し、部品供給が終了する機器も増加しておりますことから、保守・点検を行う業者からは早急に更新の必要がある旨、その都度指摘を受けており、このままでは数年後にはホールとしての機能が維持できなくなる可能性も

示唆されている状況にあります。

こうした状況の改善に向けまして、教育委員会といたしましては、えずこホールの機能維持を図るため必要な基幹設備等につきまして、施設の機能維持修繕計画を策定しているところであります。

次に、2点目のえずこホールの大規模修繕の費用について、ある程度の費用負担を圏域の市町でも考慮すべきと考えるがどうかとの御質問にお答えいたします。

教育委員会において策定しております機能維持修繕計画は、一般的に50年前後の運用が見込まれる劇場の残り20数年の運用期間に耐えうる修繕を行おうとするもので、緊急性、必要性、費用対効果などの観点から取捨選択を行い、最低限必要な基幹設備等の機能維持修繕を実施したいと考えております。

現在は機能維持修繕計画を策定している最中にあり、教育委員会として正式に計画がまとまり次第、構成市町との十分な協議・調整を行い理事会に諮ってまいりたいと考えております。

えずこホールにおいて機能維持修繕を実施する場合の費用につきましては、組合格約において、施設の設置、管理及び運営に要する経費は大河原町、村田町及び柴田町の3町が負担することと定められておりますことから、教育委員会といたしましては、過去の一般質問の際にお答えしておりますとおり、一義的には組合格約で定められた負担割合での御負担をお願いすることになるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、3点目の圏域住民に受け入れられるよう更なる創意工夫をして事業展開をする必要があると考えるがどうかとの御質問にお答えいたします。

えずこホールはこれまで3町からの負担金に加え、文化庁等からの継続的な御支援を頂きながら、仙南圏域全体で広くアウトリーチ事業やワークショップ事業等を展開してまいりました。

また、最近の新たな取組といたしましては、邦楽・邦舞や民話伝承などの地域伝統文化の普及に関わる事業の支援を行うなど、創意工夫のもと地域に寄り添う事業も幅広く展開し、芸術文化の地域の拠点としての役割を担いながら文化・地域の振興発展に努めているところであります。

一方、平成30年度に実施しました事業アンケート結果を分析いたしますと、入場者における20代から30代までといった若年層の来場者の比率が12.1パーセントと、中高年層と比較して低いという傾向が見受けられました。

このことから、今後、20代から30代までの世代のニーズにも応えるべく、より話題性の高い事業の開催に向けた可能性を追求し、テレビメディアとの共催や連携により実現可能なルートを確保するなど新たな取組を積極的に検討してまいりたいと考えているところであります。

また、民間企業や個人、団体による企業事業者とも更に連携を図り、地域芸能や公民館事業など、更に幅広いニーズに応えられるよう努めるとともに、これまで取り組んでまいりましたアウトリーチ事業などの各種事業を積極的に展開し、地域文化の拠点として、その役割を担ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長(柄目孝治君) 12番、吉野敏明君の再質問を許します。

○12番(吉野敏明君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、追質問をさせていただきたいと思います。

先日10か年財政計画の説明を受けましたけれども、えずこホールは建設から20年を超えていることから、施設の修繕計画を策定・調整し、ホールの維持強化を進めるとありました。

10か年財政計画には具体的な予算及び修繕時期は記載されておられません。当初えずこホールホールの修繕については、7・8億円程度かかるとのお話も聞き及んでいましたけれども、先ほどの答弁では必要最低限な修繕というお話があったと思うんですけども、担当部局としてその予算をどういうふうにとられているのか、あと、その予算化する時期、そういった見込みがあるのかどうかまずお聞かせしていただきたいと思います。

2点目、これは理事長にお聞きしたいと思います。

えずこホールというのは柴田、大河原、村田の3町の施設ではないとは当然思っております。圏域住民のための施設だと思っておりますけれども、理事長としての見解をお聞かせしていただければと思います。

3点目、圏域住民に受け入れられる事業展開についてなんですけれども、えずこホールを拠点として活動しているAZ9ジュニア・アクターズの事業については、圏域住民にも広く受け入れられている事業であると思っております。

10か年財政計画をみると、令和4年まで事業化されそれ以降については、今後の在り方について検討するとあります。この圏域で自治体の枠を越えて子供たちの豊かな人材を育てていこうというそういった事業は、この事業の他にないのではないかなと私は考がえておりますけれども、令和5年以降どういうふうな展開をしようと考えているのか、その辺のところの考えをお聞かせしていただければと思います。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。

○教育次長(加藤雅章君) はい。

○議長(柄目孝治君) 教育次長。

○教育次長(加藤雅章君) ただ今の、追質問につきましてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の予算と実施時期ということについての御質問でございますけれども、まず、実施時期につきましては先ほど教育長からも答弁がございましたように、このまま修繕を行わずにいた場合については、早晚劇場とか音楽堂としての機能を維持できなく

なるタイミングに近づいておりますことから、事務局といたしましては可能な限り早急  
に実施したいということで考えているところであります。

しかしながら、構成市町の財政状況が厳しい中にありまして、多額の費用を負担をお  
願いすることになる事業でもありますことから、各種補助金、それから地方債等財政負  
担の低減を検討いたしまして、構成市町と十分に協議調整を行った正式な計画案として  
提出をいたしまして、事務を進めたいというふうに考えております。

それから、予算額についてなんですけれども、先ほど質問の中でお話にありました、  
7億から8億という金額、こちらにつきましては以前に修繕計画のために見積り等を徴  
収した際に、実施することが望ましい修繕に要する費用として上がった数字というふう  
に考えております。

具体的な金額につきましては、現在、計画策定に向けて精査を行っているところであ  
りまして、この場で明確な金額はまだお示しできない状況にありますけれども、実施内容  
の方を大幅に絞り込みをさせていただきまして、以前に上がっていた金額から可能な限  
り圧縮をしたいなということで考えております。

それから、御質問いただきました、3点目のAZ9ジュニア・アクターズの事業につ  
いてでございますけれども、こちらにつきましては、財源の問題もございまして御指摘の  
とおり現在のところ、令和4年度第30回の公演までの実施は予定されております。

しかし、以降の継続については現在のところ未定となっております。しかしながら、  
この事業につきましては、豊かなコミュニティ造りに向けた取り組みと実績が評価され  
ておりまして、平成12年度に自治大臣表彰も受けております。自治体が自ら実施する児  
童劇団の事業として各方面からも評価されているところでございます。

地域の子供たちが参加する活動の事例といたしましては、分かりやすいところでスポ  
ーツ少年団などがございまして、野球ですとかサッカー、バスケットこういったスポ  
ーツ少年団が仙南地域でも数多く組織されているところでございます。試合等を通じて他  
の市や町の子供と交流することもあるかと思うんですが、翻って文化方面の方を考えま  
すと、文化方面で子供たちの交流する活動というのは、余りないのではないかなという  
ふうに事務局としては考えております。

こうしたことから、より広く仙南地域の子供たちの参加ができるような事業形態です  
とか、財源の問題も始め事業の存続の可能性について今後も積極的に検討を図って参り  
たいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 2問目、お答えをさせていただきたいと思います。

理事長というお言葉だったんですけれども、理事長というよりは、現時点での理事会で  
の統一的な見解というものを申し上げさせていただきたいと思います。

吉野議員の御再質問にありましたとおり、対しまして、理事会の統一した見解を申し上げます。

平成2年当時、宮城県から広域圏活性化プロジェクト推進モデル事業として中核施設整備事業を実施したいとお話を頂き、その施設の設置場所や費用負担、管理運営方法等につきまして、幾度となく、理事会において協議・調整を行ったというふうに伺っております。

最終的にいろいろな問題がございまして、最終決定に至りましても約4年7か月ということなんで、相当の議論があったのではないかなというふうに思います。

その結果として決まりましたのが現行規約の負担割合であり、組合を構成する2市7町の議会の議決を頂いて、組合格約に定めることとなったものでございます。

このような経緯を踏まえて考えますと、アウトリーチ事業など圏域での事業も展開しているものの、角田さん、田園ホールですかね、田園ホールですか、ございんホールとか各施設ができておまして、共通的に垣根なく使っている事情もございまして、現段階で3町以外の市町にも御負担を頂くということはなかなか話を出しにくいという状況にあることを御理解いただきたいと思います。

○12番(吉野敏明君) 12番。

○議長(柄目孝治君) 12番、吉野敏明議員の再々質問を許します。

○12番(吉野敏明君) 私も、この件について3度目の一般質問になりますので、もういい加減にしろという意見もあるのかも知れませんが、最後に一言だけ言わせていただきますとですね、確かに理事長今お話しあったとおりでございます。管理運営費の3町負担については、当時の理事会並びに議会で決定されたことでもあり、そのことについて私も異論を唱えるつもりはありません。

しかし、仙南圏域芸術文化の拠点施設として位置づけられるはずこホールの大規模修繕については、その全てを私2市7町の皆さんで按分してくださいということではないんですね。

あくまでも私の私案になりますけども、7割程度は3町で持っていて残り3割程度そちらの方をそれぞれの町で負担してもいいのではないかと、私的には考えておりました。あくまでも私の私案でありますので、これから、私は今日で最後の定例会となりますので、これからの理事会あるいは議会でですね、そういったことも含めて是非議論していただきたいと思います。

以上で、一般質問にかえさせていただきます。終わります。

○議長(柄目孝治君) 次に10番 丸山勝利君、登壇願います。

○10番(丸山勝利君) 10番、丸山勝利です。

議長のお許しを得ましたので一般質問いたします。

地域住民の生命を守る手段として救急車は非常に重要な役割を果たしていると思われ、

一分一秒を争う非常に生死を分ける重要な任務を担っていると思われま

しかし近年、救急車の利用がそれほど緊急ではない事案も増えているように聞きます。

1 救急車の不適正利用と思われる件数は年間どの程度あるのか。不適正利用により重症者の利用に影響を与えた事案はあったか。

2 救急車の適正利用について周知徹底の広報はなされているか。またどのような周知徹底しているのか。

3 救急車の緊急走行にもかかわらず、走行に支障をきたす迷惑な車両等はあるか。また対応はどのようにしているか。走行時ライトはハイビームか。

4 傷病者の現場到着後、搬送先が決まるまで現場で待機となるが、待機時間の平均時間はどれくらいか。また搬送先の病院等と連携して時間短縮は出来ないか。

以上、質問いたします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 丸山議員から御質問のありました、救急車の適正利用につきましては、実務的な事項でありますので消防長より答弁をいたさせたいと思います。

○消防長(咲間定実君) はい。

○議長(柄目孝治君) 咲間消防長。

○消防長(咲間定実君) 理事長の命により、私から答弁をいたします。

まず、当本部の平成30年の救急出動件数は8,168件、救急搬送人員は7,246人となっており、昨年の猛暑の影響により熱中症患者の増加により、前年より件数が209件の増、搬送人員が199人の増となっております。

搬送人員を事故種別ごとにみますと「急病」が4,486人、「転院搬送」が1,102人、「一般負傷」が866人、「交通事故」が558人となっており、傷病程度別にみますと「重症」が917人、「中等症」が4,028人、「軽症」が2,151人などとなっております。

これらの件数や内訳については、国、総務省消防庁が定めた要領に基づいた基準により、毎年オンライン処理システムにより国に報告をしているところであります。

はじめに、一つ目の救急車の不適正利用と思われる件数は年間どの程度あるのかにつきましてお答えさせていただきます。

一般的には、救急車の要請については、タクシー代わりの要請や軽症で自力により病院を受診できるにもかかわらず要請している場合などが不適正利用でないかと言われております。

しかし、住民からの救急要請に対しては、消防組織法第1条により、基本的に応える義務があること、また、タクシー代わりや軽症であった場合においても、急変し重症化する恐れもあり、山形県の事例のように救急要請があったにもかかわらず、出動することなく裁判になった事例があることなどから、国では、一概に不適正利用として判断することは困難であるとしており、国への報告に当たりましては不適正利用という項目は

なく、当本部としてもその判断は難しく、不適正利用の件数は把握できないところであり  
ます。

次に、一つ目の後段の不適正利用により重症者の利用に影響を与えた事案はあったか  
との御質問にお答えいたします。

当本部管内における救急要請に対しましては、消防通信指令システムを活用し、各署  
所に配置している 10 台の救急車が連携し、相互補完し合いながら対応しているところ  
であります。

また、管轄署所の救急車が出動している場合には、救急支援として、その管轄してい  
る消防隊が先に救急現場に出動し、救急車が到着するまでに、救急に関する資格を持  
った隊員による救急処置などを施す、P A連携を実施していることから、重症者に影響  
を与えた事案はないと考えております。

次に、二つ目の救急車の適正利用について周知徹底の広報はされているのか、またど  
のように周知徹底しているのかにつきましてお答えさせていただきます。

国では、高齢化を背景として、救急需要の増大が懸念されていることから平成 28 年  
度から救急業務の在り方に関する検討会を設置し、救急車の適正利用などの検討を進め  
ているところであります。

そのような中、当本部では傷病の程度が軽症である人を搬送した割合は約 30 パーセ  
ントを占めておりますが、国全体での軽症者の割合は約 50 パーセントを占めており、  
中には救急搬送の必要性が低かった事案も含まれている可能性があります。

このことから、国では、救急車の適正利用を図るため、救急要請の判断に悩む住民が、  
共通の短縮ダイヤル「#7119」に電話することにより、医師や看護師などの相談、助言  
を受けることができる救急安心センター事業を平成 28 年度から開始しており、県におい  
ては同様の事業を宮城県おとな救急電話相談として平成 29 年から開始しております。

また、県では子供の急な発熱やけがなどの相談に対応する夜間相談窓口として、宮城  
県こども夜間安心コール「#8000」を設け、その普及に努めているところであります。

当本部においては、これらの事業や緊急性がない場合に自家用車やタクシーなどの利  
用をお願いする「救急車利用時のお願い」を組合ホームページに掲載するとともに、組  
合広報紙「エリアマガジン」や各市町の広報紙にも掲載を依頼し周知を図っているところ  
であります。

また、定期的に大型ショッピングセンターにおいて、「#7119」などの広報チラシの  
配布や救急相談所を開設するとともに、医師会主催の市民公開講座などを活用し、救急  
の現状と課題について講演を行うなど、救急車の適正利用の広報を積極的に推進してい  
るところであります。

次に、三つ目の救急車の緊急走行にもかかわらず、走行に支障を来す迷惑な車両等が  
あるか、また対応はどのようにしているのか、走行時ライトはハイビームかにつきまし

てお答えさせていただきます。

当本部においては、道路交通法における緊急自動車の走行に関する法規を遵守し、救急車などの緊急走行を行っているところであります。

しかし、最近の乗用車は車両室内の遮音性が向上しており、運転者がカーステレオなどを高音で使用している場合には、緊急車両に気付かず進路を譲らないで走行している車両があり、特に市街地の交差点などでは渋滞し通過できないことが、度々見受けられている状況にあります。

緊急車両は、通常、赤色回転灯を点灯し、ピーポーサイレンを鳴らし、日中帯でもライトはハイビームで点灯し緊急走行しております。

しかし、直線道路で進路を譲らない車両が走行している場合には、最初に合成音声による「救急車がおります、道を空けてください」を拡声し注意を促し、更に進路が確保できない場合には、電子サイレン又はモーターサイレンに切り替え進路を確保し走行しております。

また、市街地の交差点が渋滞し通過できない場合には、最初に合成音声による「交差点に進入します、注意してください」を拡声することにより注意を促し、それでも進路が確保できない場合には、電子サイレン又はモーターサイレンに切り替えるとともに、救急隊員が直接マイクを使用し、「救急車はセンターラインを通過しますので中央を開けてください」などの拡声を行い、進路を確保し走行して対応しているところであります。

また、夜間緊急走行時のライトの点灯は、通常走行時はハイビームでライトを点灯し、すれ違い時はロービームでライトを点灯して走行しているところであります。

次に、四つ目の傷病者の現場到着後、搬送先が決まるまで現場で待機となるが待機時間の平均時間はどのくらいか、また搬送先の病院などと連携して時間短縮はできないかについてであります。

救急隊員は、現場に到着してから搬送先が決まり出発するまでの待機時間に、傷病者の氏名、生年月日等の情報や状態を確認し、救急車へ収容した後、薬剤投与等の救命処置を行い、その症状から搬送先の病院選定を行うなど、様々な活動を行っております。御質問の待機時間ではありますが、当消防本部の平成30年の救急車の待機時間については、平均約14.3分で、全国平均の約15.8分より短く、県内消防本部と比較しましても、石巻消防本部の平均約13.8分に次いで、2番目に短い時間となっているところであります。

最後に、搬送先の病院等と連携して時間短縮はできないかとの御質問でございます。

当本部では、電話交換を通すことなく直接医師に病院受入れを確認することができる電話ホットラインを平成25年からみやぎ県南中核病院と結んでおります。

みやぎ県南中核病院においては、管内の約40パーセントとなる年間約3,400件の救急車を受け入れてもらっており、電話ホットラインは病院選定に要する時間の短縮に役立つ

っているものと考えております。

このことから、今後は年間約 1,500 件の救急車を受け入れてもらっている刈田総合病院との連携を検討するとともに、救急救命士の救急技術の向上を図るなど、更なる待機時間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(柄目孝治君) 10番、丸山勝利君の再質問を許します。

○10番(丸山勝利君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、救急車の不適正利用って国ではしていないってことだったんですけども、消防年間見ましても、軽症者 2,151 人、大分軽症者が多くなって、軽症者の定義ってなかなか分からないんですけども、これは救急搬送することもない人っていう考え方で良いのかどうかと、結局これだけいるのでその中に、救急車何回も同じ人使うっていう事例はあるのか。また、その人に対しての注意喚起といいますか、このぐらいだったらタクシーでもいいんじゃないのとか、今度からはタクシーで行ってくれとか、指導といったらおかしいんでしょうけど、そういった方に対して何回もやるようであれば法的措置というような形はとれないのかどうか、その点と、また救急車の走行ですけども、私車の免許取って昔なんかは早い段階から皆、避けてくれて大分走りやすかったのかなと思うんですけども、今なんかは後ろ見てもサイレン鳴ってるけども、ほんとぎりぎりにならないと分からないくらいに接近してからじゃないと皆どけないのかなと思うくらい、どけ方が遅いって言ったらおかしいんでしょうけども、皆さんなかなかモラルにもなるんでしょうけども、遠い段階からどけてくれない事例なんかも見受けるんですけども、やっぱり認知してもらうためにはもう少し救急車が目立つような形にしなければならないのかなと思うんですけども、その辺の考え方、どう考えているのかお願いします。

また、病人やけが、消防年間見ますと覚知から現場到着まで一番多いので 5 分から 9 分で 4147 名ですね。また、平均時間が覚知から現場到着まで 9.5 分となっていて、また、覚知から医療機関収容まで 30 分から 39 分、これが一番多くて 4,653 件、平均時間として 42.3 分かかっているという形で、覚知から現場行くまではかなり早いと思われるんですけど、そこから医療機関までの収容が 42.3 分平均ですと、約 32.8 分で消防年間から読み取れるんですけど、先ほどの答弁では 14.3 分この待機時間の考え方というか計算の仕方もう一度お願いしたいと思います。

また、広域にも病院の開設者 1 市 3 町の首長の方いらっしゃるんで、この病院との連携ですね、もう少しいろんなタブレットを使ったりとか、そういった形で最新のものを使ったの収容時間の病院との連携を密にした形のものとはとれないのかどうか、その辺お願いします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。消防長。

○消防長(咲間定実君) お答えいたします。

まず、最初の軽症者の定義ですけれども、これは入院を要しない傷病者の場合は軽症ということになります。入院をするようなひどい場合は中等症以上ということですので、入院をしないで処置だけしてもらって帰ることができる人たちを軽症者というふうに呼んでおります。

それから、何回も使う人、頻回者の対策でございますけれども、確かに困っているときもございました。実際色んな事情があつてですね、頻回者たちがいるもんですから、市町の福祉担当者の方と話し合いをしましてその方たちにお問い合わせをしてといいますか、協力を頂いて対策をしたところ、この件数というのは随分少なくなってきております。

それから、走行時の何か目立つものということですが、仙南の圏域内ではある程度サイレンを鳴らしてマイクを使ってしゃべることで、ある程度避けていただけますので、そんなにひどい対応とまではいかなくても大丈夫なのかなというふうに思います。

ちょっと一つ参考までにお話をさせていただきますと、ビーコンというものを使ってですね、信号機を赤の信号機を長くしたり短くしたりするものを、仙台の方でやっているのがあります。仙台市消防局の方で北仙台から新しい仙台の市立病院までとか、北四番丁交差点から東北大学病院まで東二番町から仙台医療センターまでの施設の病院の近くのところが混雑した場合ですね、朝晩なんぼ鳴らしても通れないというような状態なのでこういうのをしているのかなとは思いますが、そういうところをやっているところはあります。ただ、うちらほうとしては今のところまだそこまで必要ないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

それから、覚知から時間ということでございます。これ、覚知から現場到着、現場到着から病院収容の依頼が決まったところまで、それから病院到着までということに分けて時間を計っているところでございますので、先ほど言いました現場待機時間といえますのは、現場到着から現場出発するまでに、収容先の病院を確認したところまでということでございます。

それからもう一つタブレットの使用ということでございますけれども、これもですね救急搬送情報共有システムということで宮城県が今年の4月23日から仙台医療圏を対象にして行っております。これはですね、タブレットやスマートフォンを活用し病院と救急車が病院搬送状況や各病院の受入れ状況がリアルタイムで共有できるシステムでございます。仙台医療圏の5つの消防本部でございますが、その救急車と23の病院に配備して運用を開始しているところでございます。まだ、今年始まったばかりでございますので、もしこの結果使用が有効なのであれば、当本部としても考えていきたいとこのように考えているところでございます。

以上、でございます。

○議長(柄目孝治君) 10番、丸山勝利君の再々質問を許します。

○10番(丸山勝利君) 先ほどの頻繁に使われる方、軽症でもまだいるという考え方でよろ

しいんですかね。まだ、ゼロにはなっていない、まだいるという形で何名かは、人数ってそれはお答えできないんでしょうか。その辺お願いしたいのと、さっきの覚知から現場到着までが5分から9分であると、その病院が決まってから行くまでが30分から、違う、結局待機時間ってというのはその決まるまでの時間が14.3分っていう形でもよしいのかと、これをいかに縮めるかっていうのが今後課題かと思うんですけども、その辺なんかはやっぱり病院と連携を深めて、最新の技術なんかでも縮められないのかなと思うんですけど、その辺はこれを縮めるようにお願いしたいなと思うのと、走行している消防隊員、現場に向かってまた、なかなか収容先も決まらなかったり、こういった迷惑な車、また軽い病状で救急車を呼んでしまうと消防隊員もスキルも下がりますし、なかなかストレスにもなっちゃうのかなと思って。これが、結びつくとは思えないですけども、先ほどの不祥事なんかも結局スキルだったりストレスだったりたまと、そういったのも起きうるものなので、そういった懸案も考えればもう少し消防隊員であったり、救急隊員であったりの働きやすい環境っていうのを進めていかなければならないですし、そういった民間の方にも協力っていうのは自分の身にかかることなので、そういったやつなんかも広域としても周知徹底していいと思いますか、圏域の方々にやっぱりやるべきではないのかなと思うんですけど、その辺どう考えてるのかお考えをお願いします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。消防長。

○消防長(咲間定実君) はい。お答えいたします。

最初に頻回利用者の件でございますが、今現在は解消しているということでございます。ただ、リストは指令課の方で作ってございますので、その方たちについては今後も十分に様子を見て対応していくということでございます。

それから、待機時間の対応ですけども、これについても病院選定の時間は何とかこれから対応していくということで、頑張っていきますけれどもその他の収容の時間をそれぞれの職員、隊員が訓練をするなり何とかして、情報の聞き取りなども含めてもっと早くできるように対応しながら、この時間の短縮に努めていきたいと考えております。

それから、職場の環境でございますが、消防の中にも消防職員委員会というものがありまして、職員の色んな不平不満といえますか、そういうものを聞いて対応する組織もございますので、そういうものを利用してですね、できるだけ職員の待遇改善等々についても聞いて対応していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、10番丸山勝利君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における、一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第6 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長(柄目孝治君) 日程第6、報告第1号繰越明許費繰越計算書について報告を求めま

す。

滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第1号、繰越明許費繰越計算書についての御報告いたします。

平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計の繰越明許費について、角田衛生センターし尿処理施設に係る汚泥脱水設備他補修工事において5,616万円を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、報告第1号につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、繰越明許費に係る繰越し事業について、御説明するものであり、その内容につきましては、議案書2ページに記載のとおりでございます。

議案書2ページを御覧ください。

平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計において、繰越明許費を設定し、翌年度に繰越しをいたしました事業は、4款「衛生費」に係るもの1件で、繰越額は繰越明許費と同額の5,616万円でございます。

また、繰越し事業に係る財源は、全額が一般財源であります。

なお、当該、繰越し事業の内容につきましては、角田衛生センターし尿処理施設の汚泥脱水設備他補修工事において、平成31年2月15日を工期とする請負契約を締結しておりましたが、脱水設備の部品を製作する工場が、平成30年7月の西日本豪雨により工場が被災したため、年度内の完成が見込めない状況となったことから、平成30年12月の組合一般会計補正予算第3号でお認めを頂きました繰越明許の内容のものでございます。

以上で、報告第1号についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 以上で報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

---

#### 日程第7 第5号議案 監査委員の選任について

○議長（柄目孝治君） 日程第7、第5号議案監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平間奈緒美君の退席を求めます。

〔14番 平間奈緒美君 退場〕

○議長（柄目孝治君） ここで、暫時休憩し議員全員協議会を開きます。

議員の方々は控室にお集まり願います。

午後4時9分 休憩

---

午後4時12分 再開

○議長（柄目孝治君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

第5号議案監査委員の選任について提案理由の説明を求めます。

滝口理事長

○理事長（滝口茂君） 第5号議案、監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の監査委員として、議員のうちから選任されております山谷 清議員は、本年7月30日をもって白石市議会議員の任期が満了となりますので、後任の監査委員として新たに平間奈緒美議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております第5号議案、監査委員の選任については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第5号議案はこれに同意することに決定いたしました。

ただ今、監査委員の選任に同意されました平間奈緒美君から、挨拶したい旨の申出がありますので、この際これを許します。

〔14番 平間奈緒美君 入場〕

○議長（柄目孝治君） 平間奈緒美君。

○14番（平間奈緒美君） ただ今、監査委員に選任、同意いただきました柴田町の平間奈緒美でございます。監査委員に選任されまして、責任の重さを感じているところでございます。この重さをしっかりと受け止め、監査として務めて参りたいと思いますので、皆様方の御指導、ごべんたつの程をお願い申し上げ、大変簡単ではありますが挨拶とさ

させていただきます。にありがとうございました。(拍手)

---

日程第8 第6号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理  
に関する条例

○議長(柄目孝治君) 日程第8、第6号議案消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第6号議案、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議員各位御案内のとおり本年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられます。

このことから当組合におきましても税率の引上げ分を使用料に転嫁するため、関係条例を整理するための条例を制定しようとするものであります。

このことにより、仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例及び仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部改正を行い、本年10月1日から施行しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) 第6号議案、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、本年10月1日から消費税率及び地方消費税が8パーセントから10パーセントに引上げられることから、整理条例を制定し、関係する条例2本の一部改正を行うものであります。

参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、右側の第1条関係の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条関係の組合行政財産の使用料徴収条例の一部改正では、第5条の土地使用料及び建物使用料に係る率を改めるものです。

消費税の引上げ分を転嫁するため、土地使用料に係る率を100分の4.4に、建物使用料に係る率を100分の11に改めるものです。

なお、この改正後の使用料につきましては消費税が引き上げられる10月1日以後に許可した使用料から適用するものでございます。

次に、第2条関係の新旧対照表を御覧願いたいと思います。

第2条関係の組合仙南芸術文化センター条例の一部改正におきましては、第9条の文

化センターの使用料に10パーセントの消費税を加算するため、「100分の108」を「100分の110」に改めるものです。

なお、改正後の使用料は10月1日以後に発行した請求書又は納入通知書から適用するものでございます

なお、この条例は、本年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長(柄目孝治君) 日程第9、第7号議案仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第7号議案、仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、ごみ処理手数料及び動物死体焼却手数料について消費税及び地方消費税の引上げ分を転嫁するとともに、あわせて、ごみ処理手数料のうち施設に直接搬入される場合のごみの手数料については、これまで50キログラム単位で定めておりましたものを10キログラム単位に改めるとともに、ごみ処理費用負担の適正化を図ることから直近2か年のごみ処理経費に基づき10キログラムのごみ処理費用を積算し、その金額により手数料を改定するものであります。

なお、この条例は本年10月1日から施行しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜ります

ようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第7号議案、仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、ごみ処理手数料及び動物死体焼却手数料に消費税の引上げ分を転嫁するとともに、ごみ処理手数料のうち施設に直接搬入されるごみに係る手数料を改定するものであります。

参考資料の2ページ・3ページをお開き願いたいと思います。

3ページが現行の手数料を定める別表となっております。

手数料の種類がごみ処理手数料とあるその下の欄を御覧願いたいと思います。

仙南クリーンセンターと仙南リサイクルセンターに直接搬入されるごみの処理手数料につきましては、現在、50キログラムにつき610円と定めております。

このため、50キログラムのごみを搬入した住民の方は610円の手数料を納めることになる訳ですが、10キログラムのごみを搬入した住民の方についても、同じく610円の手数料を納めることとなります。

つまり、10キログラムと50キログラムのごみ処理手数料が同じ610円ということでございます。このことに対しまして、住民の方からも意見が寄せられておりましたので、消費税増税に伴う改定に併せまして、手数料を徴収する単位を計量器の最小単位である10キログラムに改めることといたしまして、2ページの改正案の方御覧いただきたいと思いますが、10キログラムにつき130円の手数料を徴収するよう改定しようとするものであります。

このことによりまして、10キログラムで130円、20キログラムで260円というように、搬入したごみの量に合った金額の手数料となるよう改めるものでございます。

なお、この条例は、本年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案、仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 第8号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（柄目孝治君） 日程第10、第8号議案仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。

滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第8号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正が行われたことから、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る要件を加えるなどの改正を行うとともに、あわせて、不正競争防止法等の一部を改正する法律によりまして、工業標準化法の題名が産業標準化法に変更され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことから所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第243回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞様でした。

午後4時26分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。  
令和元年7月25日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 村 上 満

署名議員 眞 壁 範 幸

